

豊中市多職種チームによる訪問支援事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

豊中市多職種チームによる訪問支援事業業務を効果的かつ効率的に実施することを目的に当該業務を事業者へ委託する。

委託事業者の選定において、本事業の実施を委託するのにも最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施する。

1 事業の目的

精神障害者及びその家族等が地域の一員として安心して自分らしい日常生活及び社会生活を営むことができるよう、医療をはじめ福祉、介護、教育、就労等個々に応じた必要な支援が適切に提供されることを目的として、豊中市精神障害者地域生活支援促進事業実施要綱（以下「要綱」という）に基づき多職種チームが訪問支援事業を実施する。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

豊中市多職種チームによる訪問支援事業業務

(2) 業務内容

「豊中市多職種チームによる訪問支援事業業務委託仕様書」参照

(3) 履行期間

令和 8 年（2026 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日まで

ただし、契約締結の日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日までの期間は準備期間とする。

※地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づいて長期継続契約とする。このため、令和 9 年度以降に本契約に係る予算が削除又は減額された場合には、この契約を解除することができる旨の規定を契約書に記載する。

3 提案上限額（単年度）

上限額（税込）		摘要
総額	4,764,000 円	事務費及び訪問支援費
（上限額の 内訳）	事務費 *12 か月分固定 1,164,000 円	・訪問交通費 ・24 時間 365 日電話対応携帯電話使用料 ・カンファレンス・会議（月 2 回）の人件費 *精神科医 1 人、チーム員 3 人 ・事務費
	訪問支援費 *実績払 3,600,000 円	・対象者 1 人当たり 月 30,000 円 ・ひと月当たり概ね 10 人（年間延べ人数 120 人）

※上記金額には、消費税及び地方消費税を含む。

※この金額は、契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※提案上限額に収まるように見積書を作成すること。

4 参加資格

本件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 豊中市内において精神科病院を運営している法人、または精神科訪問看護基本療養費の算定要件を満たす訪問看護事業所を運営している法人等。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと
- (3) 本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5 公募選定にかかる日程 *いずれも令和7年度(2025年度)

項目	期限等
実施要領の公表 ※市ホームページに掲載	10月2日(木)
質問事項の締め切り ※電子メールのみ	10月9日(木) 午後5時まで(必着)
質問事項への回答 ※市ホームページへ掲載	10月16日(木)
公募参加意向表明書提出 ※持参又は郵送	10月30日(木) 午後5時まで(必着)
企画提案書等の提出期限 ※持参又は郵送	11月6日(木) 午後5時まで(必着)
第一次審査(書類審査)	11月12日(水) 予定 ※提案者が4者以上あった場合にのみ実施
第二次審査(プレゼンテーション)	11月19日(水) 午後を予定
審査結果の通知	11月26日(水) 以降、発送予定
委託契約の締結予定日	12月下旬予定

6 質問書の受付等

(1) 質問方法等

実施要領及び仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで「質問票(様式第1号)」を電子メールで提出。

【提出期限】令和7年(2025年)10月9日(木) 午後5時まで(必着)

*電子メールアドレスは、「11. 応募先・質問先・問合せ先」参照

【回答方法】令和7年(2025年)10月16日(木)に市のホームページで回答。

【備考】電話やFAX・来所での質問は受け付けない。

<応募前に必要な提出書類>

様式	提出書類	留意事項
様式第1号	質問票	10月9日(木) 午後5時まで(必着)
様式第2号	公募参加意向表明書	10月30日(木) 午後5時まで(必着)
様式第3号	参加辞退届	11月6日(木) 午後5時まで(必着)

- ・指定の期日までに「公募参加意向表明書(様式第2号)」を提出する。
- ・参加意向表明後、指定の期日までに次項に従い必要書類を提出する。
- ・参加意向を表明した後に参加を辞退するときは、速やかに事務局まで連絡のうえ、「参加辞退届(様式第3号)」を提出する。

7 企画提案書等の提出

【提出期限】令和7年（2025年）11月6日（木）午後5時（必着）

【提出先】豊中市健康医療部医療支援課精神保健係

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1（豊中市保健所）

受付時間：午前8時45分～午後5時15分（締切日は午後5時まで）

【提出方法】持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅配便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【提出書類】

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は6部（正本1部、副本5部）とし、下記提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴る。また、PDF形式で1つのファイルにしてCD-Rに保存したものを1枚提出すること。

【提出書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

様式	提出書類	留意事項
様式第4号	参加誓約書	・ 正本1部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本5部は複写可とする。
様式第5号	提案者の概要	・ 業務内容は代表的な業務分野を記入。
様式第6号	企画提案書 事業実施体制（統括責任者、訪問担当者、事業実績等）	・ 提案内容を客観的かつ公正に審査するため、提案事業者の名称や商号などを記載しないこと。 ・ 企画提案書とは別にプレゼンテーション用資料を作成する場合は必ず企画提案書から抜粋し、企画提案書と同数を添付すること。
様式第7号	入札参加停止措置等状況調書	・ 措置を受けた場合はその内容と期間及び終期がわかる書類の写し、契約解除を受けた場合は契約

		<p>解除通知書の写し、書類による警告を受けた場合はその写しを添付。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正本 1 部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本 5 部は複写可とする。
様式自由	見積書	<p>A4 任意様式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案見積書を作成する際には 2 業務概要、3 提案上限額を用い、総額、事務経費および訪問指導業務のそれぞれに係る経費が分かるように見積書を作成すること。 ・提案上限額に収まるよう見積書を作成すること。 ・支援する一人当たりの単価×予定人数という形で見積書を作成すること。 ・見積金額は税抜きで表記し、税別であることを明記すること。 ・見積書については正本 1 部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本 5 部は複写可とする。

8 選定方法等

(1) 審査方法

- ・市職員で構成する選定委員会を設置し審査する。応募事業者が 4 者以上あった場合のみ、事前に第一次審査（書類審査）を行う。

提案書及び提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を第一次審査の結果に伴い上位 3 者に対して行う。審査は、総合評価点数を 100 点満点とし、選定委員会の評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を受託候補者とする。

但し、第二次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50 %未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても受託候補者とししない。審査結果は、選定委員会として最終合議のうえ確定する。なお、選定委員会の会議は非公開とし、審査の途中経過に関する質問や審査結果等の決定に対する異議は一切受け付けない。

< 第一次審査（書類審査） >

【日 時 等】 令和7年（2025年）11月12日（水）提案数が4者以上の場合、書類選考を行う。

【結果通知】 11月14日（金）に電子メールで通知する。

< 第二次審査（プレゼンテーション）について >

【日 時 等】 令和7年（2025年）11月19日（水）午後開催
 ※時間等の詳細は、提案事業者すべてに別途連絡する。

【発表時間等】 30分程度
 ※1提案につき20分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。

【発表者】 当日の発表者は1提案あたり3人以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案事業者の雇用する従業員とする。

【資料】 企画提案書もしくは提出済みのプレゼンテーション資料。

【審査項目】 以下の項目に関して審査する。制限時間内にこれらの項目を含めて、わかりやすく説明すること。

以下の項目について100点満点で審査する。

評価項目	評価内容	配点	
			基準点
①積極性・主体性	・応募目的、事業を通してめざす将来像	10点	5点
②関連業務実績	・経験値や対応力の評価	10点	5点
③事業実施体制	・職員体制（職種・人数・勤務体制）とコーディネート ・精神科医師との連携体制 ・訪問先への移動手段 ・24時間365日の相談対応体制 ・災害時の業務継続体制 ・苦情対応・人的ミス等に対するサポート体制、および管理体制 ・個人情報の適切な管理	20点	10点
④責任性・継続性	・チーム内での情報共有と連携体制	10点	5点
⑤知識・技術	・契約に基づかない対象者へのアプローチ方法	10点	5点
⑥連携力・調整力	・行政・民間・地域との連携方法	10点	5点
⑦研修体制	・OJT及びOFF-JT計画	10点	5点
⑧評価・分析	・訪問支援及び事業の評価方法	10点	5点
⑨企画力・創造力	・地域包括ケアシステム構築に向けた取組み	5点	3点
⑩予算	・提案に対する積算額の妥当性	5点	3点
⑪処分歴	・公募開始日から過去3年以内に、本市および国、	-7点	0点

	他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合		
	・公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合	-3点	0点
合 計		100点満点	

【結果通知】 第二次審査結果は、11月26日（水）（発送予定）に郵送（電子メール）で通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等を協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を確約するものではない。

【結果の公表】 選定結果は、市ホームページ等にて公表する。

9. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・企画提案書を提出後に「4. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・第二次審査に欠席したとき
- ・提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・法令ならびに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・審査の公平性を害する行為があったとき
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めたとき

10. 契約に関する基本的事項

- (1) 協議が調った後、令和7年（2025年）12月下旬（予定）を目途に、市と契約手続きを行う。
- (2) 受託候補者の選定後、採択された企画提案書の内容に基づき、本市と仕様並びに契約金額等を協議のうえ業務内容等を確定する。従って、業務内容及び契約内容等については、採択された提案から変更が生じる場合がある。
- (3) 本業務の受託者は豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこととする。ただし、豊中市財務規則第110条第3号の規定に該当すると本市が認めたときは契約保証金を免除することができるものとする。
- (4) 受託候補者として(1)の協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、次点の提案者と

協議を行い、当該事業者と契約の締結を行う。

1 1. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費(企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用等)は、提案事業者の負担とする。
- (2) 選定委員会の構成員、提案者名簿、他事業者の応募状況についての質問は一切受け付けない。
- (3) 質問事項の締切以降、事業に係る質問は受け付けない。
- (4) 提出書類の返却、提出期限以降における書類の差替及び再提出には応じない。
- (5) 応募を取り下げの場合は、参加辞退届(様式第3号)を提出し、速やかに事務局まで連絡すること。

応募先・質問先・問合せ先(事務局)

〒561-0881 豊中市中桜塚4-11-1(豊中市保健所)

豊中市健康医療部医療支援課精神保健係 担当: 中尾・山羽・林

TEL: 06-6152-7315

FAX: 06-6152-7328

E-mail: seishinhoken@city.toyonaka.osaka.jp